

乙第3号証

大阪経済大学経営学部教授会議事録 (12-10)

I. 日時 2012年9月28日(金) 13:36~15:58

II. 場所 E館第1・2会議室

III. 出席者 経営学部長他 計39名

出欠表

○	井形 浩治	○	東 裕一	○	栗田 聡子
○	池島 真策	○	池野 重男	○	曾根 秀一
×	伊藤 裕人	○	伊藤 正之	×	徳永 佳子
○	江島 由裕	○	黒田 尚樹	○	張 又心 Barbara
○	太田 一樹	○	田中 健吾	○	橋谷 聡一
○	北村 實	○	田村 俊之	○	福田 圭三
○	木村 俊郎	○	遠原 智文	○	松田 温郎
○	栗城 利明	○	林 幸一	×	山口 敦子
○	後藤 一郎	○	林田 修	○	横内 恵
○	鈴木 滋	○	藤澤 宏樹		
○	二宮 正司	○	藤嶋 肇		
○	樋口 克次	○	堀竹 学		
○	本田 良巳	○	本間 利通		
○	六浦 英文	○	増村 紀子		
○	吉井 康雄	○	増山 裕一		
×	渡辺 大介	○	三島 重顕		
		○	山田 文明		
		○	吉野 忠男		

【教授】16名 【准教授】18名 【講師】9名

【合計】43名 【定足数】20名

○=出席、△=遅刻(10分以上)、▲=遅刻(30分以上)、▽中途退出

出欠確認：池島副学部長

IV. 議題

1. 入試判定について
2. 教務に関する件
3. 入試に関する件
4. 学生部に関する件
5. 進路支援に関する件
6. 人事に関する件
7. カリキュラムについて
8. その他

[Redacted text block]

(7) [Redacted text]

[Redacted text]

8. その他

(1) [Redacted text]

[Redacted text block]

(2) [Redacted text]

① [Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

(3) [Redacted text]

① [Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

② [Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted]

(4) [Redacted]

[Redacted]

(5) [Redacted]

① [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(6) [Redacted]

[Redacted]

(7) 次年度特任教員の任用手続きについて《井形学部長》

標記について、学部長が作成すべき授業計画につきカリキュラム委員会の意見を聞いて行うことを含め、任用手続きについて説明があった。

(8) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

10月26日	確認
井形治治	

乙第4号証

大阪経済大学経営学部教授会規程

1991年7月22日制定

2012年1月20日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪経済大学学則（以下「学則」という。）第5条に基づき、経営学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学部の機構、組織ならびに制度に関する事項
- (2) 学則ならびに学部諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 学長の選任および退任に関する事項
- (4) 教員の任免および昇降任に関する事項
- (5) 教員の互選すべき学校法人評議員候補者の選出に関する事項
- (6) 本項第3号から第5号までを除く、教員の人事に関する事項
- (7) 教授および研究に関する事項
- (8) 学科、課程、授業および学業評価に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項
- (10) 学生の補導、厚生に関する事項
- (11) 学長から諮問された事項
- (12) その他学部運営上重要と思われる事項

(構成員)

第3条 教授会は、経営学部所属の本学専任教員をもって構成する。

2 学部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員を教授会に出席させ報告または意見を求めることができる。ただし、表決には加えない。

(招集)

第4条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 やむを得ない事情のため、学部長が欠席する場合は、学部長の指名する者が、これを代行する。

第5条 学部長は、学長または教授会員の3分の1以上の者から、会議に付すべき議題を示して会議の招集を請求された場合は、すみやかに教授会を招集しなければならない。

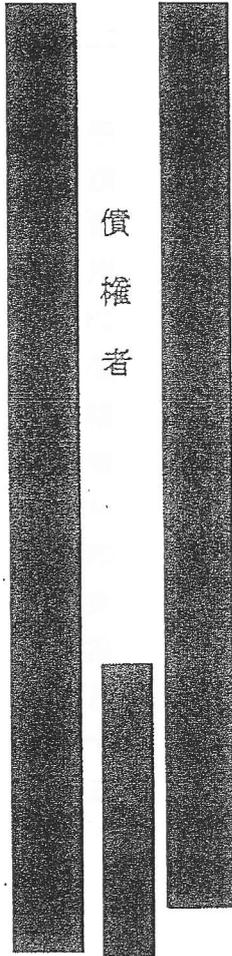
第6条 会議事項は、原則として開催日の3日前までにこれを公示しなければならない。

乙第5号証

昭和六一年(回)第九八号仮処分申請事件

決定

債権者



債権者



右兩名代理人弁護士 中 嶋 輝 夫

大阪府松原市天美東五丁目四番二三号

債務者 学校法人大鉄学園

右代表者理事 裕 正 夫

右代理人弁護士 坂 口 洋 行

同 債 正 市



判 例

四天王寺国際仏教大学事件

大阪地裁 昭63・9・5決定
昭63(ワ)一六六五号 意思表示の
効力停止等仮処分申請 却下

一 自宅待機命令は、それによつて異給等において差別されるほどの特段の事情がない限り、単に労働者の就労義務を免除するものによつて、就労請求権が認められない以上、右自宅待機命令の効力停止の仮処分申請は、被保全権利を欠くものとして、却下を免れないとされた例

二 研究室、図書館などに立ち入り、研究施設や設備を使用すること、教授会に出席することの妨害禁止の仮処分申請につき、右諸権利は認められないとして、右申請が却下された例

解説

(1) 本件は、「礼拝」への出席状況がきわめて不良であること、副学長の出頭指示に従わなかったことを理由とする大学専任講師に対する懲戒解雇を無効とする仮処分決定（四天王寺国際仏教大学事件大阪地裁昭63・4・20労働五

自宅待機命令に対し、右専任講師が、(イ)右自宅待機命令の効力停止、(ロ)図書館、研究室等の利用、教授会出席に対する妨害禁止の各仮処分を求めたものであるが、本決定は、いずれの請求についても、被保全権利を欠くものとして、申請を却下した。

(2) 大学教授にとつて学生に対し講義をすること（教育）は第一義的に言え、義務ではあるが、同時に、それにとどまるものは少なからず疑問である。その職務内容の特殊性からすれば、学生に対する教育の場をもつということとは、使用者においても侵害することの許されないひとつの権利たる性格を免れないと思われるからである。右は就労請求権の範ちゅうで語られるものというより、研究者であると同時に教育者であるという、大学教授の地位ないし職務内容の特殊性に基づくものと思われる。その点、本決定は、大学教授にとつての「教育」ということのも

つ意味についての配慮が足りないように思われる。

(3) 本決定は、研究室、図書館の利用についても、「教育・研究をするという労働契約上の義務の履行を前提として、その義務の履行に必要な範囲において認められている」にすぎないものとしているが、恐らく、これも、大学教授たる地位にある者からすれば、大いに異論の生ずるところであろう。すなわち、研究活動は、使用者に対する直接的義務というよりも、「研究者」としての権利、すなわち、図書館、研究室の利用は右研究活動の保障の一部としての労働契約上の権利たるものとしてより強く理解されているからである。また、大学における教授会の役割は、大学ごとに差はあるにしても、基本的には、教育・研究に関する基本的事項の最高議決機関であつて、それへの参画は同様に、義務というよりも、労働契約上の権利として意識されているものであるからである。これらの点からするならば、研究諸施設の利用や教授会への出席権もまた、就労請求権の範ちゅうで語られるものではないし、ましてや、「私物の書籍・史料は研究室以外の場所に置くことも可能であり、また、申請人の研究に必要な書籍・史料は大学の図書館以外にも存在

乙第8号証

平成 25 年分 退職所得の源泉徴収票
特 別 徴 収 票

支払を	住所又は居所	奈良県橿原市地黄町172-2								
	平成25年1月1日 の住所	同上								
受ける者	フリガナ 氏名	(役職名)	ヨシキ ヤスオ 吉井 康雄							
区 分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額				
						市町村民税		道府県民税		
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		13	370	000	275	159	209	100	139	400
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分										
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分										
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日				
640 <small>円</small>		16 年		平成9年4月1日		平成25年3月31日				
(摘要)										
支払者	住所(居所) 又は所在地	大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号								
	氏名又は名称	学校法人 大阪経済大学							(電話) 06-6328-2431	

整理欄 ①	②
-------	---

乙第9号証

四天王寺国際仏教大学事件 (大阪高裁平元.2.8決定) 契約 (内容) 人事 (自宅待機命令)

No.551-84

判例

四天王寺国際仏教大学事件

大阪高裁 平元・2・8決定
昭63(ワ)五〇二号 意思表示の効力停止等
仮処分申請抗告 棄却
一審 大阪地決昭63・9・5 労判五三〇

自宅待機命令の効力停止、図書館・研究室等の利用・教授会出席に対する妨害禁止の各処分申請につき、保全の必要性が認められないとして、右申請が却下されるべきものとされた例

解説

(1) 本件は、「礼拝」への出席状況がさわめて不良であること、副学長の出頭指示に従わなかったことを理由とする大学専任講師に対する懲戒解雇を無効とする仮処分決定(四天王寺国際仏教大学事件大阪地決昭63・4・20 労判五一七)の翌日に同人に対してなされた自宅待機命令に対し、右専任講師が、(イ)右自宅待機命令の効力停止、(ロ)図書館・研究室等の利用、教授会出席に対する妨害禁止の各処分を求めたものである。

(2) これに対し、一審は、自宅待機命令は単に労働者の就労義務を免除する

ものによらず、就労請求権が認められない以上、右(イ)の仮処分申請は被保全権利を欠くとして、また、(ロ)についても、被保全権利を欠くとして、いずれも右申請を却下したが、本決定は、右被保全権利の有無について判断することなく、右いずれの仮処分申請も保全の必要性が認められないとして、申請を却下した。

(3) 研究者であり、かつ、教育者であるという大学教員の地位ないし職務内容の特殊性からすれば、授業をもつこと、研究施設を利用することは、いずれも重要な権利・利益であり、その侵害は、日々、回復し難い不利益と精神的苦痛を生むものと推測される。この点からすれば、判旨に一理を感ずる一方、緊急の救済を得ないとする対応も十分理解できるところである。その意味では、本件は、少なからず微妙な問題を提起しているようにも思われる。

一 本件抗告の趣旨及び理由は別紙のとおりである。

二 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、次の各事実が一応認められる。

(一) 相手方は、聖徳太子の精神に則って学校教育を行うことを目的とする学校法人であり、その目的を達成するために四天王寺国際仏教大学(文学部、短期大学部)、四天王寺高等学校などの私立学校を設置し、その業務の執行については、理事会を構成する理事のうち、宗教法人四天王寺代表役員(学園長)とあり、宗教法人四天王寺代表役員(学園長)となり、相手方を代表して執行している。しか

【決定】

抗告人 戸田 文明
右代理人弁護士 戸谷 茂樹
同 岩嶋 修治
同 出田 健一
同 横山 精一
同 田島 義久
相手方 学校法人四天王寺学園
右代表者代表理事 森田 禪朗

主文

本件抗告を棄却する。
抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

一 本件抗告の趣旨及び理由は別紙のとおりである。

二 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、次の各事実が一応認められる。

(一) 相手方は、聖徳太子の精神に則って学校教育を行うことを目的とする学校法人であり、その目的を達成するために四天王寺国際仏教大学(文学部、短期大学部)、四天王寺高等学校などの私立学校を設置し、その業務の執行については、理事会を構成する理事のうち、宗教法人四天王寺代表役員(学園長)とあり、宗教法人四天王寺代表役員(学園長)となり、相手方を代表して執行している。しか